

インサイダー取引対応方針への対応の方向性について

平成 24 年 11 月 7 日

対応方針	法人関係情報規則の関係部分	対応の方向性（案）
<p>① 法人関係情報の取扱いの厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報（以下「示唆情報」という。）や他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報の伝達・利用に関する規制について 	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報の定義自体は変更する必要はないと考えられる。 法人関係情報の取扱いに係るより厳格な管理方法等について、ガイドライン等で明確にすることが考えられるかどうか。
<p>② 営業部門と法人関係部門の関係の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詮索などを規制することについて 法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続きの厳格化について 	<p>（社内規則の制定）</p> <p>第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項</p> <p>4 法人関係情報の伝達手続に関する事項</p> <p>6 禁止行為に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社内規則に定める禁止行為に、営業部門からの法人関係部門に対する不正な追求、詮索を含めることをガイドライン等で明確にすることが考えられるかどうか。 法人関係情報の伝達手続について、ガイドライン等で明確にする、又は、各社における再検討を要請することが考えられるかどうか。 示唆情報の伝達手続についても社内規則に盛り込むことをガイドライン等で明確にすることが考えられるかどうか。

対応方針	法人関係情報規則の関係部分	対応の方向性（案）
<p>③営業部門における内部管理態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業部門による情報漏えいを防止するための措置を各社の社内規則で定めることについて 	<p>（法人関係情報の管理）</p> <p>第6条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p> <p>2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p> <p>3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p> <p>（社内規則の制定）</p> <p>第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項</p> <p>6 禁止行為に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁インサイダーWGにおいて、金商業者の情報伝達に関する規制について議論されており、当該議論の結果を踏まえ、自主規制での対応の要否について検討することかどうか。

対応方針	法人関係情報規則の関係部分	対応の方向性（案）
<p>④営業部門と顧客の関係の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客から不当な（あるいは執拗な）情報要求があった場合の対応について 顧客に対する「法人関係情報の取得を示唆する情報」などの提供を規制することについて 	<p>（社内規則の制定）</p> <p>第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>6 禁止行為に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁インサイダーWGにおいて、投資家の重要事実の要求行為に関する規制について議論されており、当該議論の結果を踏まえ、自主規制での対応の要否について検討することかどうか。
<p>⑤調査部門及びアナリストに対する規制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> アナリストが、営業部門から法人関係情報等に関する問合せを受けた場合の対応について <p>*その他、ブラックアウト期間の問題、民主党PTの提言内容（レポートの公表時期の問題）について検討するか。</p>	<p>（社内規則の制定）</p> <p>第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項</p> <p>4 法人関係情報の伝達手続に関する事項</p> <p>6 禁止行為に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 営業部門からのアナリストへの問い合わせ及びそれに対するアナリストの回答について、法人関係情報等の伝達という観点から、社内規則に盛り込むことをガイドライン等で明確にすることが考えられるかどうか。また、法人関係部門が業務遂行上アナリストに情報伝達する場合の手続きについてガイドライン等で明示することが考えられるかどうか。 ブラックアウトの運用については、現状の問題点の洗い出しを行い、論点整理を行うことが考えられるかどうか。

対応方針	法人関係情報規則の関係部分	対応の方向性（案）
<p>⑥社内のモニタリング態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的なモニタリング態勢の構築について ・法人関係情報管理に係る社内検査について、定期的な検査のほか、必要に応じた随時の検査を行うことについて 	<p>（管理態勢の充実）</p> <p>第7条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人関係情報の管理状況を把握するため、日常的なモニタリング態勢を構築する旨の規定を追加することが考えられるがどうか。また、併せて、モニタリング態勢の具体例等についてガイドライン等で明確にすることが考えられるがどうか。 ・定期的な検査に加え、必要に応じた随時の検査を行うことを規定に追加することが考えられるがどうか。

インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について

平成 24 年 10 月 16 日
日本証券業協会 自主規制会議

本年 7 月 17 日の自主規制会議において、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題など証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案の発生に鑑み、重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討する旨を決議し、これを「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」として取りまとめた。

これを受け、自主規制会議では、9 月 18 日及び 10 月 2 日の 2 回に亘り、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた課題や取組み、あるいは国内外のインサイダー取引規制等に関して幅広い関係者等から意見を伺ったところである。

今般、自主規制会議では、個別事案を踏まえた会員の課題や取組み及び関係者等からの意見を踏まえ、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針を以下のとおり取りまとめた。

今後、これらの対応方針に沿って、自主規制会議及び各ワーキング・グループ等において具体的な対応を進めることとする。

なお、法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上のためには、本対応方針に基づく規制等の整備がなされることに加え、会員の役職員の一人一人が証券会社の役割や証券規制の趣旨を理解するとともに、特に職業人としての倫理観を保持し、行動することが肝要であり、常日頃からそれらを醸成する取組みが必要であると考えらる。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
1. 法人関係情報の管理態勢に係る対応 (1) 法人関係情報の管理態勢の点検	引受証券会社を対象に法人関係情報に関する管理態勢について点検を要請した。(別紙 1 参照) [点検事項] ① 社内組織体制の状況 ー引受部門、法人営業部門、管理部門の体制 等	・ 8 月 24 日に要請済み。9 月 28 日締め切りで点検結果の報告を求めた。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
<p>(2) 法人関係情報の管理等に関連する自主規制規則等の見直し</p>	<p>② 法人関係情報の管理状況 ー社内規則、チャイニーズ・ウォールの整備状況 ー管理部門によるモニタリング状況 等</p> <p>③ 上記①及び②に係る課題と取組み</p> <p>昨今のインサイダー取引事案及び証券会社の法人関係情報の管理態勢に係る自主点検結果等を踏まえ、自主規制規則等に関して次の事項について検討する。</p> <p>① 法人関係情報の取扱いの厳格化 ・法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報や他の情報と相まって法人関係情報となりえる情報の伝達・利用に関する規制について</p> <p>② 営業部門と法人関係部門の関係の見直し ・営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詮索などを規制することについて ・法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続きの厳格化について</p> <p>③ 営業部門における内部管理態勢の強化 ・営業部門による情報漏えいを防止するための措置を各社の社内規則で定めることについて</p> <p>④ 営業部門と顧客の関係の見直し ・顧客から不当な(あるいは執拗な)情報要求があった場合の対応について ・顧客に対する「法人関係情報の取得を示唆する情報」などの提供を規制することについて</p> <p>⑤ 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し ・アナリストが、営業部門から法人関係情報等に関する問合せを受けた場合の対応について</p>	<p>・平成 24 年 12 月を目途に規則等の見直しについての要綱を作成。</p>

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
	<p>⑥ 社内のモニタリング態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的なモニタリング態勢の構築について ・ 法人関係情報管理に係る社内検査について、定期的な検査のほか、必要に応じた随時の検査を行うことについて 	
<p>2. 自主制裁の強化</p> <p>○ 自主制裁(処分)のあり方について</p>	<p>これまで自主制裁の考え方については、検討を行い公表してきているが、自主制裁の見直しについての提言が行われていることを踏まえ、次の事項について検討する。</p> <p>① 過怠金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の処分に關し、過怠金の上限額引き上げ等更なる厳格化の要否について、今後の自主規制会議において議論する。 <p>② 重大違反者の復帰禁止（不都合行為者の取扱い）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不都合行為者制度の見直しの要否について、今後の自主規制会議において議論する。 ・ 例えば、重大な金商法違反で登録取消しとなった会員に關して、その原因となった行為当時の役員を一級不都合行為者とするこゝについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成25年6月を目途に結論を得る。 ・ 平成24年12月を目途に検討。
<p>3. 監査及び売買管理に關する協力体制の強化</p>	<p>先般、7月13日に東京証券取引所から、インサイダー取引防止の徹底に向けた取組み等が示されたところであるが、引き続き、証券取引所との協力体制を強化すべく次の対応を行う。</p> <p>① 監査に關する協力体制の強化</p> <p>今後の証券取引所との合同監査において、より一層の協力体制を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き対応。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
	<p>② 売買管理体制の強化（別紙2参照）</p> <p>取引所外取引に関する約定情報（取引証券会社名を含む）については、証券取引所・監視委員会の売買審査等に活用されるよう、日々、本協会より情報提供を実施し、協力体制を構築。また、必要に応じ、更なる証券取引所・監視委員会との協力体制の強化につき検討を行う。</p>	
<p>4. 研修及び資格試験制度の見直し</p> <p>(1) 研修制度</p>	<p>ルールの見直しだけでなく、今般の事件を受けて高いコンプライアンス意識、倫理観、責任感の向上が必要との認識から研修制度、資格試験制度について次の対応を行う。</p> <p>① 「倫理」意識の醸成及び法令・諸規則等コンプライアンス研修の充実に向けた対応（別紙3-1参照）</p> <p>(イ) 経営者層を含め各研修に「倫理」意識の醸成及びコンプライアンスの徹底に関する講義内容を充実する。</p> <p>(ロ) 平成24年度研修の代表者セミナーにおいて、経営者の倫理意識の醸成及びコンプライアンスの徹底に関する内容を充実する。</p> <p>(ハ) ケース・スタディを通じた参加者間のグループ・ディスカッションなど受講者参加型研修を実施する（別紙3-2参照）。</p> <p>(ニ) インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に関する特別研修を実施する（別紙3-3参照）。</p>	<p>・平成24年度中を目途に対応。</p> <p>・平成24年9月の研修から実施。</p> <p>・平成24年9月の研修から実施。</p> <p>・平成24年10月～11月に東京会場で2回・大阪会場で1回実施。更に別途、特別研修の開催を検討。</p>

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
(2) 資格試験制度	<p>② 協会員における社内研修の充実等に向けた対応</p> <p>(イ) 経営者の倫理意識の醸成等に向けた社内研修プログラムの導入について検討する。</p> <p>(ロ) 現場における利益第一主義、グレイ業務の推進等及び誤解や企業倫理にもとる行動を抑止する観点から、更なるコンプライアンスの徹底を図るため、次の事項について検討する。</p> <p>(i) 社内研修の受講対象者を役員も含めた全役職員とすること。</p> <p>(ii) 協会規則に定める社内研修に、倫理の醸成及びコンプライアンスの徹底を必須プログラムとすること。</p> <p>(iii) 社内研修の成果として、職責に応じ外務員資格試験又は内部管理責任者試験を受験するなど具体的な効果を測定する措置を講じること。</p> <p>(iv) 行政処分を受けた会社は、社内研修を含めた自主的な再発防止策の取組みを公表(各社HP上など)すること。</p>	<p>・平成24年度中を目途に検討。</p> <p>・平成24年度中を目途に検討。</p>
	<p>③ 資格更新研修の充実に向けた対応</p> <p>(イ) インサイダー取引防止及び法人関係情報管理に関する内容を適宜盛り込んだ形で資格更新研修の内容を改訂する。</p> <p>(ロ) 継続して知識を更新するという研修の性質を踏まえ、従来の幅広い知識を盛り込むことに加え、トピックス的な内容(法人関係情報の管理やインサイダー取引など)を適宜盛り込む方式にするといった研修コンテンツ等の見直しについて検討する。</p>	<p>・平成24年度中を目途に対応。</p> <p>・平成24年度中を目途に検討。</p>
	<p>① 外務員等資格試験の充実に向けた対応</p> <p>(イ) 今般のインサイダー事案を踏まえ、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理に関する問題を追加作成する。</p>	<p>・平成24年度中を目途に対応。</p>

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
	<p>(ロ) 外務員資格試験・内部管理責任者資格試験について、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）に基づき出題する枠組みを構築する。</p> <p>② 外務員必携及び内部管理責任者必携の充実に向けた対応 外務員必携及び内部管理責任者必携について、一般のインサイダー事案を踏まえ、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理など社会問題となった事象については、事例として紹介する等の内容を記載した必携の追補版を作成する。</p>	<p>・平成 24 年度中を目途に対応。</p> <p>・平成 24 年度中を目途に対応。</p>

法人関係情報の管理態勢の点検結果概要について

平成 24 年 10 月 16 日

日本証券業協会

1. はじめに

本年 8 月 24 日、本協会は東京証券取引所自主規制法人及び株式会社大阪証券取引所と共同で、会員各社（金融庁から点検報告を求められた 12 社を除く）に、法人関係情報の管理態勢についての点検を求めたところである。

法人関係情報の管理態勢の点検結果概要は、以下のとおりである。

2. 点検結果報告書の提出状況

報告書提出会員 53 社（株式引受業務を行っている会員）

うち自社のホームページ等に点検結果報告書を掲載している会員 15 社

※10月16日現在（日証協調べ）

なお、株式引受業務を行っていない会員からはその旨の報告を受けた。

3. 点検結果報告書の概要

(1) 社内管理体制、法人関係情報の管理状況について

各社とも、その規模や実態に応じて、社内管理体制の整備を図り、法人関係情報の管理を行っていることが、概ね確認された。

なお、各社においては、法人関係情報の管理態勢を一層強化、向上させるため、現行の管理に加え、以下の課題及び取組みの検討や実施を行う旨の報告を受けた。

(2) 法人関係情報の管理に関する課題及び取組みについて

① 法人関係情報の取扱いの厳格化

(例)・法人関係情報受領者の絞り込みを行い、情報保有者の明確化を図る。

・自社にかかる法人関係情報についても、取扱いの厳格化を図る。

② 営業部門と法人関係部門の関係の見直し

(例)・営業部門から法人関係部門に対する法人関係情報に絡む問合せを禁止する。

③ 営業部門における内部管理体制の強化

(例)・外部宛送信メールの利用を制限する。

・私用携帯電話による業務上の利用を禁止する。

④ 営業部門と顧客の関係の見直し

(例)・顧客から不当に法人関係情報の提供等を求められた場合の取扱いをルール化

する。

- ・法人関係情報の提供を執拗に求める顧客については、取引停止を含めた対応を行う。

⑤ 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し

- (例)・アナリストをイン（情報保有）登録した場合のみ、アナリスト・レポートの発行を不可とする。

⑥ 社内のモニタリング体制の強化

- (例)・通話記録、社内メール、E-メールのモニタリングによる監視を強化する。
- ・内部通報制度の利用促進を図る。
 - ・社内監査をより深度ある監査とする。

⑦ その他

- (例)・研修内容を充実させて、役職員の倫理観のより一層の向上を図る。
- ・経営トップにより職業倫理の重要性を徹底させる。
 - ・コンプライアンスを重視した人事考課の見直しを行う。
 - ・役職員から法令諸規則等遵守に関する「誓約書」を徴求する。

以 上

インサイダー取引等金融取引規制の今後の方向性について (第1次提言)

2012年7月26日
資本市場・企業統治改革WT

1. はじめに

日本の成長戦略を着実に実行するためには、規制改革と積極的な誘導策による株式市場の活性化と、金融商品取引規制や検査・監督体制の充実による市場参加者の信頼性維持を図ることにより、株価の上昇をさせることが不可欠である。

そのような状況にあって、大手証券会社各社が、自社の利益のために、インサイダー情報を顧客に提供した近時の事案は、市場参加者の利益を著しく害するのみならず、日本市場の信頼性を著しく低下させたものであり、重大な問題であると認識している。特に今回の事案は、各社の情報管理体制に不備があったという問題に止まらず、金融商品取引業界全体が抱える極めて深刻な問題であることを、強く自覚することが求められる。

また、このような業界としての問題のみならず、発行体、主幹事証券会社、メインバンクなど金融商品市場を取り巻く関係者個人が、長年続いた人間関係の中で、不用意に情報交換を行い、もしくは情報仲介者を通じた意図的な情報流布を行った結果、限られた者が不正に利得を得るといふ、歪んだ市場になっているとの懸念がある。今後、市場関係者個々が、全ての市場参加者にとって公正な市場形成に寄与するよう、その果たすべき役割を改めて認識することが求められる。

このような各事態に対処するため、金融商品取引規制を見直す必要があるが、検討にあたっては、金融商品取引市場のみならず、日本経済全体の活力を削ぐ恐れもあることから、過度な規制とならないよう配慮しなければならない。また、証券取引所や金融商品取引業界による自主規制との役割分担も行うことで、市場の状況に機動的に対応できる規制策が求められる。

以上の諸点を踏まえて、今後の規制の方向性について、以下の通り提言する。なお本提言は今後の方向性を広く提言するものであり、実態の解明、金融審議会における議論の進捗状況に応じて、都度提言を行うこととする。

2. 情報提供者の処罰について

インサイダー取引が行われた場合、重要事実の情報提供者については、刑法上の共犯（共同正犯、幫助犯、教唆犯）に問われる可能性があるだけで、金商法上の処罰規定はない。このため、情報提供が営業活動の一環として組織的に行われたり、証券会社内の情報管理体制（チャイニーズ・ウォールの整備等）が脆弱になるなど、インサイダー取引を許す一因ともなっている。また、諸外国では処罰規定があり、規制として不備があるとの指摘もある。

そのため、インサイダー取引に係る重要事実の情報であり、かつ、その提供行為に基づき売買が行われた場合には、処罰を行うことを明確にするため、関係法令の改正を行う。その場合の具体的な処罰範囲について、発行体や情報仲介者をも含めた何人をも例外としないことを基本とするも、経済、社会への影響や市場への萎縮効果にも十分配慮しつつ、金融審議会において多面的かつ十分な審議を進め、早急な結論を得るものとする。

3. 制裁機能の強化について

インサイダー取引等、不正な金融取引を防止するためには、検査・監督機能の向上による早期発見と、制裁機能の強化による予防効果の向上が不可欠である。特に制裁機能について我が国は、諸外国から、経済犯罪に対する処罰感情が低いため、容易に犯罪を許す環境にあるとの指摘を受けている。今般の事態にあたり、下記の通り、刑事罰、行政罰、自主規制それぞれにおいて、制裁機能を強化し、日本市場の信頼回復を進める。

(1) 刑事罰について

刑事罰については、金融商品市場における取引額にも十分配慮し、制裁として十分効果の生じ得るものとなるよう検討する。

(2) 行政罰について

行政罰、特に現行の課徴金は、諸外国の民事制裁金制度等と比較すると、制裁としての効果を十分発揮していない。そのため、我が国の金融商品取引規制に係る課徴金制度のあり方について、抜本的な見直しに向けた検討を早急に行い、所要の見直しを行うものとする。

この見直しにあたっては、課徴金と二重処罰禁止規定（憲法39条）の関係について、金融商品市場の拡大、経済犯罪が実体経済に与える影響等、関係する判例以降の金融商品市場を取り巻く環境変化を十分に踏まえた再検討が必要である。

特に今回の事案を通じて、ファンド運用業者の場合、手数料を基準に課徴金が計算されるため、その額が低廉であり、不当利得を基準として課徴金を課すという本来の趣旨に沿っているか疑問が呈されている。インサイダー取引に係る不当利得は、単に当該銘柄に係る取引に止まらず、仲介先との継続的な関係確保に用いられるなど、一銘柄の手数料を基準に考えることは市場の実態に比して妥当ではない。

そのため、インサイダー取引における不当利得をどのように捉えるか、そして、市場の公正を確保すると金の商法上の行政目的を達成するためにどのような水準が妥当か等を踏まえつつ、課徴金額は相当程度引き上げる。

(3) 自主規制について

自主規制については、市場の信頼性を保つために、外務員の追放基準、過怠金額の改定が必要か、早急な検討を期待する。証券会社の行う企業格付等の重要情報については、不公正取引の温床であるとの批判があることに鑑み、

その取扱いについての検討を期待する。

また、大幅な株式希薄化を伴う公募増資については、重要情報の漏えいや既存株主の権利侵害に利用されないよう、市場関係者により、適切なルールづくりが今後求められる。

4. 金融商品取引業者・金融機関の情報管理体制について

金融商品取引業者や金融機関は、未公表の業績情報、増資やM&A等、上場株式の価格を変動させる重要情報に日常的に接しており、自社内の情報管理体制（チャイニーズウォール）やグループ金融機関内の情報管理体制（ファイアーウォール）を強固に築くことが、市場から強く求められている。

今後、情報管理体制（チャイニーズウォール、ファイアーウォール）の不備により、インサイダー取引が行われた場合には、法令に則り、事案の重大性・悪質性、その背景にある経営管理体制及び業務運営体制の適切性等を総合的に判断した上で、厳正に対処されるべきである。

5. 募集株式の発行に関する法定期間における金融取引のあり方について

募集株式の発行にあたっては、公告・通知から払込期日まで2週間を要する旨が定められている（会社法201条3項等）。係る規定については、その間に不当な金融取引がされる可能性があるとの指摘や、その期間が諸外国に比して長いことから、日本市場の自由度を抑制しているとの指摘もある。その期間が、既存株主による差止請求など、その権利を保護するために設けられていることに留意しつつ、その期間において不当な金融取引がされていないかについて関係省庁等により実態の把握を進め、必要に応じて、適切な対応がなされることを期待する。

6. 検査・監督体制の強化について

証券取引等監視委員会における検査・監督体制は、金融商品取引市場の高速化・グローバル化の中で、十分とは言えない。人員の確保は財政上の制約はあるものの、政府として、日本市場における不正を許さない姿勢を毅然と示すためにも、人員体制の強化、新たな権限の付与、海外当局との連携を含めた執行体制の強化等を早急に検討するべきである。

また、各証券取引所においても、個人投資家のみならず、ヘッジファンド等プロによるインサイダー取引事案の端緒を得ることのできるよう、リアルタイム監視機能の強化や株式売買審査体制の強化を期待する。

7. その他

○繰り返し不正な運用を行っていることが認定された悪質な投資信託・顧問業者やヘッジファンド、ファンドオブファンズ等について、公的年金や公的資金等は、新たな運用委託を一定期間控える等の自主的な運用規則を策定す

べきである。

○上記5に関連し、金融商品取引法上のプレヒアリングと事前勧誘の解釈の明確化を検討するべきである。

以上

平成24年7月4日

金融審議会
会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 松下 忠洋

金融庁設置法第7条第1項第1号により
下記のとおり諮問する。

記

最近の公募増資に関連したインサイダー取引などを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること。

「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」メンバー名簿

平成24年7月31日現在

座長	※ 神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	阿部 泰久	日本経済団体連合会経済基盤本部長
	池永 朝昭	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	内田 貴和	三井物産(株)総合資金部長
	※ 大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	※ 神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※ 黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	武田 太老	東京証券取引所自主規制法人常任理事
	※ 田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
	平田 公一	日本証券業協会常務執行役
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	綿貫 治子	ゴールドマン・サックス証券(株)取締役
オブザーバー	名取 俊也	法務省刑事局刑事課長

(敬称略)

(※印は金融審議会委員)

情報伝達行為への対応

- ・ 情報伝達行為に対する規制を設けることをどう考えるか
- ・ 情報伝達者に対する規制を設ける場合の規制の趣旨・保護法益をどう考えるか
 - ※市場の信頼性を害する独自の犯罪行為？インサイダー取引の教唆犯・幫助犯の明確化？
- ・ 規制対象をどう考えるか
 - － 行為主体
 - － 規制対象とする行為
 - どのような要件が考えられるか。結果としてインサイダー取引が行われたことを要件とするか。
 - － 「伝達」がなくても、未公表の重要事実に基づいて取引推奨する行為をどう考えるか
- ・ 具体的なエンフォース手段をどう考えるか
 - － 刑事罰
 - － 課徴金 ※情報伝達者の「利得」をどう考えるか。
 - － その他

課徴金額の計算方法

- ・ 「他人の計算」によるインサイダー取引の課徴金額の計算方法についてどのような見直しが考えられるか
 - 現行は違反行為者の得る報酬額が、違反行為によって得た経済的利得相当額と考えられている。
 - 現行の報酬額の計算方法は、「違反行為が行われた月の報酬額」×「運用財産の総額に対する対象銘柄の割合」。

その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み、
どのようなインサイダー取引規制の見直しが考えられるか

論点メモ (1)

項目	論点	備考
<p>I 情報伝達行為への対応 1. 現状認識</p>	<p>[違反事案の状況] ● 証券取引等監視委員会による近年のインサイダー取引に係る課徴金勧告・刑事告発事案は、次のような状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社関係者や公開買付者等関係者自身による違反行為に比べ、これらの者から情報伝達を受けた者(第一次情報受領者)による違反行為が最近増加しており、違反事案の多数を占める状況となっている ・上場会社の公募増資に際し、引受け主幹事証券会社の営業職員による情報伝達に基づいたインサイダー取引が発生 <p>[インサイダー取引規制導入時からの状況変化] ● インサイダー取引規制が制定された昭和63年当時とは次のような状況の変化が生じているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、情報受領者によるインサイダー取引事案が増加しており、特に一連の公募増資に関連した違反事案が生じたことにより、我が国市場に対する内外投資家の信認が損なわれかねない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年の違反事案の状況(資料2 P1) ● 公募増資に関連したインサイダー取引事案(資料2 P2)

	<p>い状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制導入時(昭和63年)の罰則は6月以下の懲役等に過ぎなかったが、平成9年改正で3年以下の懲役等、平成18年改正で現在の5年以下の懲役等と法定刑の引上げが行われており、インサイダー取引に対する違法性の認識が社会的に高まっている状況にある。 ・これまでのインサイダー取引事案に関し、情報伝達者が教唆犯・帮助犯として処罰されたケースは、教唆犯として1件(トーア・スチール株事件)あるのみ(平成11年告発)。 <p>(注)平成16年の証取法改正により課徴金制度が導入されたが、教唆犯・帮助犯は課徴金の対象とされていないため、情報伝達者に対し、違反抑止のための措置を講じることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融取引がグローバルに行われる現在では、諸外国との規制環境の同等性が重要であるが、 <ul style="list-style-type: none"> ・米国では情報伝達行為が刑事罰・民事制裁金の対象(情報受領者が取引を行った場合に限る)となっており、 ・欧州でもEUの市場阻害行為指令(2003年)に基づき、EU全域において情報伝達行為が規制対象(英・独・仏をみると刑事罰・制裁金等の対象)とされたことにより、 <p>欧米ともに、インサイダー取引に加え情報伝達行為も規制対象となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● トーア・スチール株事件の概要(資料2 P3)
--	---	--

<p>2. 情報伝達行為等への対応</p>	<p>[情報伝達行為への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報受領者によるインサイダー取引は、情報伝達行為がなければ生じることはない。情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報伝達を断つことが重要なポイントとなる。 上述のように、情報伝達に基づいたインサイダー取引が多く発生し、社会的な問題となっている事象も生じている現状や、インサイダー取引規制導入時からの状況変化を踏まえると、情報伝達行為を抑止していく必要性が高まっているのではないかと考えられる。 <p>[取引推奨行為への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部情報を知り得る立場にある者が取引推奨すれば、重要事実の内容を伝達しなくとも、推奨を受けた者は何らかの重要事実が現にあるものと考え、取引を行う誘因が働くものと考えられる。 ● 内部情報を知る者が一部の者に対し不正に取引推奨を行い、それによって取引が行われることは、一般投資家にとって著しく不公平であり、そのような推奨行為・取引が行われるならば、我が国市場の公正性・健全性に対する一般投資家の信頼を失うこととなり得るのではないかと考えられる。 ● また、情報伝達行為を規制する場合には、重要事実の内容は伝えず、これを仄めかし、又は重要事実を知り得る立場にあることを示しつつ取引を推奨し、相手方に利益を得させるような潜脱的行為が行われるおそれもある。 	
-----------------------	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ● 欧州では、EU の市場阻害行為指令(2003 年)に基づき、EU 全域において取引推奨行為が規制対象とされており、英・独・仏をみると刑事罰・制裁金等の対象になっている。米国でも、法令上明確には規制対象とされていないものの、取引推奨行為は法令違反となり得る(刑事罰・民事制裁金の対象)。 ● 上記を踏まえ、情報伝達行為に対する規制に併せ、重要事実を知って行う一定の取引推奨行為も規制対象とすることについてどう考えるか。 	
--	---	--

<p>3. 規制対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制対象を検討するに当たっては、情報伝達・取引推奨行為への規制が過度に広範なものとなることによって、上場会社等の健全な活動に支障が生じることのないように留意する必要がある。 ● 情報伝達・取引推奨行為について規制を設ける場合には、金商法が「金融商品等の取引等の公正、有価証券の流通の円滑、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等」を図ることを目的としていることを踏まえると、証券市場あるいは金融商品の取引と結びついた不正な情報伝達・取引推奨行為を対象とすることが考えられるが、どうか。 <p>[取引を行わせる目的の要否]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上場会社等では、例えば、業務・資本提携の交渉や法律相談等、健全な業務活動において重要事実を他者に伝達することや、IR活動などにおいて重要事実の存在とは無関係に当該会社への投資を勧めるようなケースがあり得る。 <p>こうした上場会社等の健全な活動の中で行われる情報伝達・取引推奨に支障が生じることがないように要件として、例えば、「『取引を行わせる目的』をもって重要事実を伝達・取引推奨する」などの主観的要件を加重することについてどう考えるか。あるいは、これに代わる適切な要件が考えられるか。</p> <p>[取引が行われたことの要否]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 証券市場あるいは金融商品の取引と結びついた不正な情報伝 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引が行われたことを
----------------	--	--

	<p>達・取引推奨行為を対象とする場合には、当該伝達・推奨行為が現実の取引に結びつかない場合にまで制裁等の対象とする必要性は低いとの考え方があり得るが、どう考えるか。</p> <p>[規制対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報伝達・取引推奨行為の規制対象者については、本規制がインサイダー取引の防止を背景としたものであることを踏まえる必要がある。 <p>そうした観点から、その情報伝達に基づいて取引を行った者がインサイダー取引規制違反となるような情報伝達・取引推奨者、つまり会社関係者(公開買付者等関係者に係るインサイダー取引規制(金商法167条)の場合は公開買付者等関係者)を原則として規制対象とすることについてどう考えるか。</p>	<p>要件とする場合には、客観的処罰条件とすることが考えられる。</p>
<p>4. エンフォースメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 金商法では、不公正取引に関するエンフォースメント手段として、刑事罰及び課徴金制度が設けられている。情報伝達・取引推奨行為に対する規制についても、その実効性を確保するため、刑事罰及び課徴金の対象とすることを検討することが適当ではないか。 	

<p>5. 市場仲介業務を担う者をめぐる規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品取引業者等の一定の市場仲介機能を担う者の役職員が、不正に、一部の者にのみ重要事実の伝達・取引推奨を行うようなことが生じれば、そのような者の市場仲介機能によって支えられている証券市場に対する投資家の信頼は大きく損なわれるのではないか。 ● 金融商品取引業者等は、証券市場に対する投資家の信頼を確保するため、投資家の投資判断に影響を与えるような他社の重要事実が不公正な取引に結びつくことのないよう、内部情報の管理体制を適切に構築しなければならないものと考えられる。こうした観点を踏まえると、金融商品取引業者等の役職員が業務の推進等を図るため不当に情報伝達・取引推奨を行った場合には、それにより現に取引が行われたか否かにかかわらず、相応の責任が問われる必要はないか。 ● また、金融商品取引業者等は、情報伝達・取引推奨を行うことによって、それに関連する幅広い利得(引受手数料・売買手数料など)を得ることが典型的に考えられることを踏まえると、課徴金水準等について特別な考慮をする必要はないか。 ● このため、金融商品取引業者等の一定の市場仲介機能を担う者の役職員に対し、その情報伝達・取引推奨行為に関して、通常の規制よりも厳格な規制を設けることについてどう考えるか。 	
----------------------------	--	--

	<p>[重要事実を要求する行為への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近時の公募増資に関連するインサイダー取引事案においては、ヘッジファンドのファンド・マネジャーが、証券会社のブローカー評価に基づき取引発注分量等を決定することを背景に、証券会社に対する影響力を強め、証券会社に対しいわゆる「耳寄り情報」の提供を求めていたことが認められている。 ● このような重要事実の要求行為は重要事実の伝達を助長するものであるが、それにより情報を得て取引を行えばインサイダー取引規制の違反となる。これを踏まえ、重要事実の要求行為について規制を設ける必要性をどう考えるか。 	
--	---	--

<p>II インサイダー取引の罰則について</p>	<p>〔はじめに〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インサイダー取引規制の違反者に対する法定刑は、現行制度上、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科(法人重課5億円以下の罰金)とされている。公募増資に関連したインサイダー取引事案等を踏まえ、現状の法定刑がインサイダー取引に対する抑止力として十分なものとなっているか点検を行う必要がある。 <p>〔法定刑の推移〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インサイダー取引規制の違反者に対する法定刑は、 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年の規制導入時は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれらの併科(法人両罰(重課なし))であったが、 ・平成9年の金融関係罰則整備法により、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科(法人重課3億円)に引き上げられ、 ・さらに、平成18年の金融商品取引法制定に係る改正により、現行の5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科(法人重課5億円)となっている。 ● このようにインサイダー取引規制の違反者に対する法定刑は累次の引上げが行われているところであるが、現行の法定刑が施行され、6年程度が経つ中で、その運用状況は次のようになっている。 	
---------------------------	--	--

	<p>〔近時の裁判例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の法定刑が施行された後に行われたインサイダー取引事案についての裁判例では、法定刑の上限である懲役5年に近い判決はなく、懲役1年6月から3年程度の判決となっている。また、実刑が言い渡されたものはほぼなく、執行猶予期間3年から5年程度のものとなっている。 <p>このため、裁判例においては、インサイダー取引規制の違反者に対する処罰が、法定刑の上限により不十分なものとなっているといった状況にはない。</p> <p>〔公正取引ルールにおけるバランス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金商法は、「一般的な不正行為の禁止規制」(157条)を設けた上で、「相場操縦行為に対する規制」やインサイダー取引規制など、個別の不正取引に関する規制を設けている。 <p>この中で、インサイダー取引規制の違反者に対する法定刑は、「一般的な不正行為の禁止規制」や「相場操縦行為に対する規制」等の法定刑(10年以下の懲役等)と比較して軽いものとなっているが、これは、インサイダー取引規制が、構成要件の明確化・客観化を重視し、取引の実質的な不正という点にまでは立ち入らず、形式的に禁止対象を設定していることによるものと考えられる。 ● このため、法定刑を考える際には、取引の実質的な不正に着目した「一般的な不正行為の禁止規制」や「相場操縦行為に対する規制」等の法定刑(10年以下の懲役等)とのバランスに留意する </p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 告発事件の概要一覧表(資料2 P4) ● 現行の法定刑が施行された後のインサイダー取引事案における実刑判決は以下の2例。 <ul style="list-style-type: none"> ・(株)LTT バイオファーマ株券に係る内部者取引事件(有印私文書偽造、同行使、詐欺とともに金商法違反で起訴)⇒懲役15年、罰金500万円、追徴金約4億1,223万円 ・ゲッドウィル・グループ(株)株券に係る内部者取引事件⇒懲役2年6月、罰金500万円、追徴金15億3,180万円
--	--	--

	<p>必要がある。</p> <p>〔欧米の法定刑との比較〕</p> <ul style="list-style-type: none">● インサイダー取引規制の違反者に対する法定刑について、米国は20年以下の自由刑等、英国は7年以下の自由刑等と我が国の規制における法定刑よりも重いものとなっている一方、ドイツは5年以下の自由刑等、フランスは2年以下の自由刑等となっている。 <p>ただし、我が国のインサイダー取引規制は、欧米の規制とは異なり、動機や不正の意図という点を求めない外形的な構成要件としている点で、規制対象が欧米よりも広範であり、また、エンフォースメントし易いものとなっていること等に留意する必要があり、欧米の規制における法定刑と単純に比較することはできないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 以上を踏まえ、現時点において直ちにインサイダー取引規制の法定刑を引き上げる必要性についてどう考えるか。	<ul style="list-style-type: none">● インサイダー取引に係る規制の比較（資料2 P7）
--	--	--

平成 24 年 7 月 3 日
金 融 庁

法人関係情報の管理態勢に関する点検

1. 概要

大型公募増資に係る法人関係情報の管理に関する問題が相次いだことから、近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社 12 社に対して、法人関係情報の管理態勢に関する点検を求める。

2. 点検対象

近年の大型公募増資の主幹事証券会社を務めた証券会社

SMBC 日興証券、ゴールドマン・サックス証券、シティグループ証券、JP モルガン証券、大和証券、ドイツ証券、野村證券、みずほ証券、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券、メリル Lynch 日本証券、モルガン・スタンレー MUFG 証券、UBS 証券

3. 調査内容

(1) 社内組織体制

- 引受部門、法人営業部門、管理部門の体制 等

(2) 法人関係情報の管理状況

- 社内規則やチャイニーズ・ウォール (情報隔壁) の整備状況

- 管理部門によるモニタリング状況 等

(3) 上記 (1) 及び (2) に係る課題と取組み

4. 実施スケジュール

7 月 3 日 (火) 点検対象の証券会社に対して報告徴求命令発出

8 月 3 日 (金) 点検結果の報告期限

(以 上)

参 考 5

東証総管経第 10 号
東証自考査第 114 号
東証自売審第 27 号
平成 24 年 7 月 13 日

取引参加者代表者 各位

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇

東京証券取引所自主規制法人
理 事 長 林 正和

インサイダー取引防止の徹底に向けた取組み等について

拝 啓 平素は、株式会社東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下「当取引所」と総称いたします。）における公正かつ円滑な市場運營業務の遂行に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、誠に遺憾ながら、公募増資に係る未公表重要事実に基づきインサイダー取引を行うなどの不祥事が続発しています。更に残念なことには、こうした未公表重要事実が、当取引所の取引参加者の従業員からもたらされたと認められており、市場関係者のみならず、社会一般からもその法令遵守態勢に疑念の目が向けられているところです。

そもそも、証券会社は投資家と証券市場とを結ぶ市場仲介者として、高潔で誠実なビジネスを行うことが、我が国証券市場に対する信頼の礎となっております。数年前に、大手証券会社の従業員が関与したインサイダー事件が発生した際、証券界として法人関係情報の管理態勢強化に係る自主ルール策定等の対応を行ったにもかかわらず、今回再び大手証券会社が関与する本件のような事案が発生したとなれば、証券市場への信頼の根幹が大きく揺らぎかねないものと、深く憂慮しています。

また、公募増資銘柄にまつわりインサイダー取引が行われているとの疑念は、これまでも特に海外投資家から指摘されてきたところであり、海外メディアからは我が国証券市場を「インサイダー天国」であるとする報道も盛んに見受けられます。我々市場関係者一同が、今ここで襟を正し、再発防止に向けて断固たる対応を図らなければ、我が国証券市場が国際的信認を回復することはできないとの危機感を改めて共有しなければなりません。

そこで、当取引所としましては、インサイダー取引防止の徹底に向けて、かねてから不公正取引に係る売買審査や取引参加者に係る考査を行い、積極的に金融庁・証券取引等監視委員会と連携を行ってきたところではありますが、更に今回の事態の深刻さを踏まえ、別紙のとおり対応を行うこととしましたので、御連絡いたします。

また、取引参加者各位におかれましても、毀損した証券市場への信頼を回復すべく、経営陣の強いリーダーシップの下で、改めて自社の法人関係情報管理態勢をはじめとした法令遵守態勢全般の確認を行っていただくなど、不断の努力を尽くしてくださいますよう、切にお願い申し上げます。

敬 具

インサイダー取引防止の徹底に向けた当取引所の取組み

項目	内容	備考
1. 法人関係情報管理態勢 検証の更なる強化	<p>(1) 特務考査チームの編成</p> <p>(2) 考査先選定方針の変更</p> <p>(3) 考査手法の改善(法人関係情報管理態勢考査のあり方検証チーム(仮称)の立上げ)</p> <p>(4) 考査ワーキングパーティ(WP)及び売買審査WPの緊急合同開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人関係情報管理態勢を専門的に考査するチームを、考査部において編成。 考査先として、法人関係情報取得件数の多い取引参加者を重点的に選定。 法人関係情報管理態勢に係る考査手法の充実(担当考査員の拡充、営業担当者等へのアプローチ強化、売買審査部との連携強化、「法人関係情報の管理態勢に関する点検」(金融庁)結果を踏まえた手法改善等)。 今般のいわゆる増資インサイダー問題を踏まえ、本資料記載の諸施策を含めた今後の対応について議論。
2. 内部者取引調査機能の 一層の充実	<p>(1) 公募増資審査室の新設</p> <p>(2) 引受証券会社に対するヒアリングの実施</p> <p>(3) 公募増資調査における社内外の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公募増資銘柄に特化した不正取引調査を行うための専門部署を、売買審査部内に新設。 前売買監視統括責任者(株式部)が室長に就任。室員は10名超を予定。 公募増資銘柄の不正取引調査を行うに際し、証券会社引受部門と接触した関係者にその経緯等に関するヒアリングを積極的に実施し、情報フローを細部まで把握。 当取引所における市場運営会社と自主規制法人との連携、並びに当取引所と金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び取引参加者との連携をさらに強化。

1

3. 啓蒙活動の更なる推進	<p>(1) コンプライアンス担当者等を対象にしたセミナーの開催</p> <p>(2) 取引参加者への積極的な情報発信・意見交換</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者や上場会社向けに、法人関係情報管理及び内部者取引に焦点を絞ったセミナーを開催。 取引参加者の本・支店等での出張セミナーを実施。 取引参加者の実務者に対し、コンプライアンスの観点から積極的な情報発信、意見交換等を実施。
---------------	--	---

以上

2

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則 (平 22. 4. 20)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報という。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

(法人関係情報の管理部門の明確化)

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項

2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項

3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項

4 法人関係情報の伝達手続に関する事項

5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項

6 禁止行為に関する事項

7 その他協会員が必要と認める事項

(法人関係情報を取得した際の手続)

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

(法人関係情報の管理)

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(管理態勢の充実)

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。